

【豊岡市近代町村文書目録-円山川改修関連資料】

仮番号	表題(内容)	年月日	備考	利用条件
棚1①-1	中筋村清冷寺樋門改築一件		治第五十七号	D(要申請)
棚1①-2	長砂悪水樋門一件		治第七十一号	D(要申請)
棚1①-3	広島県 木野川堰堤図面			D(要申請)
棚1②-1	昭和十年度淀川右岸水害予防組合通常会議案			D(要申請)
棚1②-2	洪水防禦規定改正			D(要申請)
棚1②-3	用地買収一件	明治四十五年	治第二十三号	D(要申請)
棚1②-4	円山川治水沿革誌材料		治第三十四号	D(要申請)
棚1②-5	震災復旧 設計書綴			D(要申請)
棚1③-1	明治四十五年一月ヨリ 日誌	明治四十五年～大正三年	治第十八号	D(要申請)
棚1③-2	大正十二年往復綴	大正十二年	治第七十八号	D(要申請)
棚1③-3	大正二年組合会議員城節委員名簿		治第二十六号	D(要申請)
棚1③-4	吏員議員名簿		治第二十二号	D(要申請)
棚2④-1	円山川出石川之図(包紙)		2枚	D(要申請)
棚2④-2	円山川流域図(縮尺五万分の一)		34葉	D(要申請)
棚2④-3	豊岡電気株式会社稲葉川水路実測平面図(縮尺二千分の一)他		青焼き26葉	D(要申請)
棚2④-4	明治四十五年常設委員会議録		治第二十一号	D(要申請)
棚2④-5	図書目録			D(要申請)
棚2④-6	淀川右岸水害予防組合規約	昭和		D(要申請)
棚2④-7	倉吉町昭和九年九月二十一日水災状況絵葉書他			D(要申請)
棚2⑤-1	昭和四・十・十二・三十一～三土木補工事一件綴		新田村役場(永年保存)	D(要申請)
棚2⑤-2	財団法人円山川改修記念会設立関係書類綴	昭和十四年		D(要申請)
棚2⑥-1	昭和十一年度証憑書類		治第四十八号	D(要申請)
棚2⑥-2	無租地申告	昭和十二年三月二十日		D(要申請)
棚2⑥-3	悪水樋門並水路新設許可	昭和十年一月十九日		D(要申請)
棚2⑥-4	無租地申告綴	昭和九年		D(要申請)
棚2⑥-5	室ノ台悪水路用地買収証書	昭和十年		D(要申請)
棚2⑥-6	(円山川流域地価一覧)			D(要申請)
棚2⑥-7	(議録)		罫紙三枚(内一枚は白紙)	D(要申請)
棚2⑥-8	(円山川流域河川障害物除去工事設計図書)	明治四三年～大正十年	23袋	D(要申請)
棚2⑥-9	(円山川平面図)		袋のみ	D(要申請)
棚3⑦-1	出石郡室埴村弘原地先室ノ台悪水樋門一件		治第六十七号	D(要申請)

仮番号	表題(内容)	年月日	備考	利用条件
棚3⑦-2	片間樋門改築一件		治第六十号	D(要申請)
棚3⑦-3	袴狭川樋門改築一件		治第六十三号	D(要申請)
棚3⑦-4	豊岡町十一ヶ村治水事務組合分土地台帳 謄本下附申請書綴		二冊ノ内二	D(要申請)
棚3⑦-5	昭和十一年度歳入簿	昭和十一年		D(要申請)
棚3⑧-1	小坂村長砂水上神美村坪井宮内宮内用悪水路改築一件		治第六十四号	D(要申請)
棚3⑧-2	中筋村天神伏越樋管新設一件		治第五十九号	D(要申請)
棚3⑧-3	円山川改修用地買収代金立替書類		治第七十四号	D(要申請)
棚3⑨-1	円山川流域図(縮尺五万分の一)		70葉	D(要申請)
棚3⑩-1	小坂村福居用悪水樋築設一件		治第六十一号	D(要申請)
棚3⑩-2	小坂村伊豆福居用水路改築一件		治第六十二号	D(要申請)
棚3⑩-3	新田用水樋門改築一件		治第六十九号	D(要申請)
棚3⑩-4	小坂村伊豆石切用悪水樋管改築一件(本工事ハ廃止)		治第七十三号	D(要申請)
棚3⑩-5	出石郡室埴村鍛冶屋地先鍛冶屋悪水樋門新設一件		治第六十八号	D(要申請)
棚4⑪-1	上組治水関係書類		治第二十号	D(要申請)
棚4⑫-1	自明治廿六年十一月至明治廿九年成議録		治第五号	D(要申請)
棚4⑫-2	豊岡町十一ヶ村治水事務組合分土地台帳 謄本下附申請書綴		治第九十二号 二冊ノ内一	D(要申請)
棚4⑫-3	昭和十一年度歳出簿			D(要申請)
棚4⑫-4	昭和十一年度日計簿			D(要申請)
棚4⑫-5	円山川改修竣工式領収書			D(要申請)
棚4⑫-6	洪水防禦規定	昭和十年六月十日		D(要申請)

【資料の閲覧を希望される方へ】

- ①資料の閲覧には申請書が必要です。まずは文化財室にお問い合わせください。折り返し、申請書の様式を送付します(即日閲覧はできません)。
- ②申請書の提出に当たっては、できるだけ、具体的な利用目的等が分かる研究計画書・企画書やこれに類する資料(A4×1枚程度で様式は任意)を添付してください。
- ③上記申請書を提出いただいたのち、おおむね2週間以内に関覧の可否をご連絡いたしますが、保存状態が悪いこと、あるいは人権を侵害する文言が含まれていること等の理由から**閲覧をお断りする場合があります**。
- ④閲覧スペースに限りがありますので、ご希望の日時に閲覧ができない場合があります。
- ⑤コピー機による原資料の複写はできません。デジタルカメラ等を適宜ご持参ください。
- ⑥資料を論文などで使用される場合は、1部をご寄贈願います。テレビ番組等で利用される場合は、メール等で連絡を願います。
- ⑦資料を利用したことによって、著作権や個人のプライバシー等に関して第三者の権利利益が侵害された場合、その一切の責任を利用者が負うものとします。

【問合せ先】

豊岡市 文化振興課 文化財室
〒669-5305 兵庫県豊岡市日高町祢布808
電話番号:0796-21-9012
ファックス番号:0796-42-6112
メールアドレス:bunkazai@city.toyooka.lg.jp
水曜定休。図書館とは別の部署ですのでご注意ください。